



福井労働局

厚生労働省

～ウィズ・ポストコロナ時代のふくい「働く」を支えます～

Press Release

報道関係者 各位

令和3年12月13日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

賃金室長 川口 国雄

地方賃金指導官 西村 直樹

(直通電話) 0776-22-2691

福井県衣服製造業最低工賃の改正を諮問

福井労働局（局長 山崎 直紀）は、本年12月13日、福井地方労働審議会（会長 木村 亮）に福井県衣服製造業最低工賃の改正を諮問しました。

今後、同審議会の下に専門部会を設置し、翌年5月発効を目処に具体的な審議が行われます。

前回改正時は、平成27年1月22日に諮問を行い、4月15日に答申を受けて公示等の手続を行い、同年6月18日の発効となっています。

なお、現在適用されている福井県衣服製造業最低工賃は別添のとおりです。

福井県衣服製造業最低工賃一覧表

業種	品目	工程	規格	金額	
婦人服製造業	スカート	糸くず取り		1枚につき	18円
		かぎホック付け		1組につき	29円
	又は スラックス	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき	21円
		スナップ付け		1組につき	22円
		ボタン付け	根巻きに限る	1個につき	11円
		×印しつけ止め		1個につき	6円
スポーツ 服製造業	トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき	13円
		オープンファスナー付 け	ステッチ入れを含む	1枚につき	80円
	トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき	11円
		腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき	7円
		ファスナー付け		1枚につき	50円
下着製造業	スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき	21円
		糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき	13円
	スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき	9円
	ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき	8円